

EU（欧州連合）等における鶏卵のフィプロニル汚染に関する Q&A

平成 29 年 10 月 13 日一部改定
検査対象及び検査実施状況について追記

Q1 EU における鶏卵のフィプロニル汚染とはどういうものですか？

A1 欧州委員会の情報によると、EU 域内の産卵鶏農場でフィプロニル（殺虫剤）が違法に使用されていたことが 2017 年 7 月に判明し、2017 年 1 月以降に問題のあった農場は直ちに操業停止されるとともに、それらの農場由来の鶏卵や鶏肉について回収措置が講じられました。8 月 10 日時点の情報では関連農場は多くはオランダとベルギーとされ、一部はドイツとフランスとされています。また、司法当局による調査が行われています。

Q2 EU から汚染された鶏卵等が日本に輸出されているのですか？

A2 これまでにフィプロニルに汚染された鶏卵や鶏卵製品が EU から日本に輸出されたとの情報はありません。駐日欧州連合代表部に照会したところ、8 月 15 日時点でフィプロニルに汚染された鶏卵や鶏卵製品の日本への輸出はないとの情報を得ています。引き続き、情報収集に努めます。

（注）直近 1 年間の EU からの、鶏卵を主要原材料とする主な製品の輸入実績

粉卵（卵白）5,577 トン、粉卵（卵黄）233 トン、ケーキ 7.7 トン、チョコレート 234 kg、ビスケット 67 kg 等

Q3 韓国でも鶏卵のフィプロニル汚染が見つかりましたが、日本への輸出はないのですか？

A3 これまでにフィプロニルに汚染された鶏卵や鶏卵製品が韓国から日本に輸出されたとの情報はありません。駐日大韓民国大使館に照会したところ、8 月 16 日時点でフィプロニルに汚染された鶏卵の日本への輸出はないとの情報を得ています。また、直近 1 年間、韓国から国内販売を目的とした鶏卵、粉卵及び液卵の輸入はありませんでした。引き続き、情報収集に努めます。

（注）直近 1 年間の韓国からの、鶏卵を主要原材料とする主な製品の輸入実績

ケーキ 74 トン、洋菓子 2 kg 等

Q4 台湾でも鶏卵のフィプロニル汚染が見つかりましたが、日本への輸出はないのですか？

A4 これまでにフィプロニルに汚染された鶏卵や鶏卵製品が台湾から日本に輸出されたとの情報はありません。台湾側へも引き続き照会中です。また、直近1年間、台湾から国内販売を目的とした鶏卵、粉卵及び液卵の輸入はありませんでした。

(注) 直近1年間の台湾からの、鶏卵を主要原材料とする主な製品の輸入実績

ピータン2トン

Q5 フィプロニル汚染された鶏卵や鶏卵製品をどのくらい食べると健康に影響が出るのですか？

A5 どのくらい食べれば健康被害が出るおそれがあるかは、鶏卵のフィプロニル汚染濃度や加工食品が汚染された鶏卵をどれだけ含むかによって異なるため、一概には言えません。

食品安全委員会による食品健康影響評価では、フィプロニルの一日摂取許容量^(注1)は0.00019mg/kg 体重/日、急性参照用量^(注2)は0.02mg/kg 体重とされています。

なお、ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)の発表によると、鶏卵から検出されたフィプロニルの最大濃度(ベルギーで1.2mg/kg 卵、ドイツで0.45mg/kg 卵)で汚染されたと仮定して、その卵を14%(ケーキに含まれる卵の通常の割合とされる)含むケーキの場合、子ども(1歳、体重10kg)では0.54~1.40kg、成人(体重65kg)では3.40~9.30kgを食べても、健康への影響がないとの試算が示されています。

(注1) 食品の生産過程で意図的に使用するもの(残留農薬、食品添加物等)について、ヒトがある物質を一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康へ悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のこと。体重1kg当たりの物質の摂取量で示される(mg/kg 体重/日)

(注2) ヒトの24時間又はそれより短時間の経口摂取で健康に悪影響を示さないと推定される体重1kg当たりの摂取量のこと。食品や飲料水を介して農薬等の化学物質のヒトへの急性影響を考慮するために設定される。

Q6 今回の事例を受けて厚生労働省の対応は？

A6 厚生労働省は、EUや韓国政府に問題の卵製品が日本へ輸出された事実はないか照会するとともに、万一、そのような事実が確認された場合には直ちに通報するよう要請を行いました。

また、念のため、検疫所に対し EU から鶏卵、粉卵及び液卵の輸入届出があった場合には、全届出についてフィプロニルの検査を実施するよう 8 月 17 日に通知を発出しました。

さらに、8 月 31 日には、検査対象地域に台湾、検査対象食品にピータンを追加し、10 月 13 日には、検査対象地域を韓国、検査対象食品に鶏卵を含む加工品（乾めん、アイスクリーム類、ケーキ類）を追加して検査を実施するよう通知を発出しました。

なお、EU 及び台湾からの鶏卵等の全届出に対する検査は、10 月 13 日までに、39 件実施し、全てにおいてフィプロニルは検出されていません。

(注) 39 件の内訳：オランダ産卵白粉鶏卵 17 検体、卵黄粉鶏卵 1 検体、イタリア産卵白粉鶏卵 9 検体、ドイツ産卵白粉鶏卵 4 検体、フランス産卵白粉鶏卵 2 検体、卵黄粉鶏卵 1 検体、台湾産ピータン 1 検体、ピータン様食品 1 検体、デンマーク産卵黄粉鶏卵 1 検体、ベルギー産アルブミンパウダー 1 検体、ポーランド産卵白粉鶏卵 1 検体

引き続き、情報収集に努めるとともに、検査結果等を踏まえ適切に対応してまいります。

(参考) 欧州委員会

http://ec.europa.eu/newsroom/sante/newsletter-specific-archive-issue.cfm?newsletter_service_id=327&lang=default

(参考) 食品安全委員会

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20151013447>

(参考) ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR)

<http://www.bfr.bund.de/cm/343/fipronil-in-eihaltigen-lebensmitteln-einschaetzungen-zum-maximal-tolerablen-taeglichen-verzehr.pdf>

(参考) 薬生食輸発 0817 第 1 号「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (欧州産鶏卵のフィプロニル)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000174744.pdf>

(参考) 薬生食輸発 0831 第 1 号「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (鶏卵のフィプロニル)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000176092.pdf>

(参考) 薬生食輸発 1013 第 1 号「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (鶏卵のフィプロニル)」の一部改正について

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000180753.pdf>